

積立式定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回あたり1,000円以上とします。
- (2) この預金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金への預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定をうけた型区分により次のとおり取扱います。

(1) 自由型

- A 預入れ(後記Bに規定する継続を含みます。)のつど、個別の「3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金(以下、「3年指定定期」といいます。)とします。
- B 「3年指定定期」は継続の停止または解約の申出のない限り、満期日に元利合計額をもって「3年指定定期」として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- C 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までに、その旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- D 「3年指定定期」の満期日は、預入日(または継続日)から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対して、その1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合(解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。)は、満期日の変更はなかったものとします。

(2) 年金型

- A 当初預入日からこの通帳記載の受取開始日の3か月前の応当日(以下、「年金元金計算日」という。)の前日までの期間において、次のとおり取扱います。なお、この預金は年金元金計算日の3か月前まで預入れることができます。
 - (a) 預入れ(後記Bに規定する継続を含みます。)のつど、個別の定期預金とします。
 - ① 預入日(または継続日)から年金元金計算日までの期間が1年以上3年以内、3年3か月以上6年以内、6年3か月以上9年以内、9年3か月以上12年以内、12年3か月以上15年以内、12年3か月の場合・・・「3年指定定期」
 - ② 預入日(または継続日)から年金元金計算日までの期間が3年超3年3か月未満、6年超6年3か月未満、9年超9年3か月未満、12年超12年3か月未満、15年超15年3か月未満の場合・・・期間1年の自由金利型定期預金(M型)
 - ③ 預入日(または継続日)から年金元金計算日までの期間が3か月以上1年未満の場合・・・年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(それぞれの期間に応じ、3か月定期、6か月定期、または9か月定期のいずれか)
 - (b) 「3年指定定期」、期間1年の自由金利型定期預金(M型)は、満期日にその元利合計額をもって前記(a)に規定する定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- B 年金元金計算日においては次のとおり取扱います。
 - (a) 年金元金計算日に満期日が到来している各別の定期預金の元利金の合計額をこの通帳記載の受取回数で除した金額(100円単位とし、100円未満の端数があるときは後記(b)により取扱いま

す。)を元金として、預金金額が各々同一の次の12口の定期預金(以下「再預入定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成し、この預金に預入れます。

①3か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

②6か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

③9か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

④1年目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

⑤1年3か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

⑥1年6か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

⑦1年9か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

⑧2年目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

⑨2年3か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

⑩2年6か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

⑪2年9か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

⑫「3年指定定期」(ただし、受取回数が12回より少ない場合は、上記①受取回数分までの口数の定期預金とします。)

(b) 年金元金計算日に満期日が到来している各別の定期預金の元利金の合計額から前期(a)により作成された「再預入定期預金(満期支払口)の元金合計額を差引いてなお残高があるときは、この残額を次により取扱います。

①受取回数が12回までの場合・・・この残額は預入期間が最も長い再預入定期預金(満期支払口)の元金に追加します。

②受取回数が12回を超える場合・・・この残額を元金として1口の「3年指定定期」(以下、「再預入定期預金(継続口)」といいます。)を作成しこの預金に預入れます。

C 再預入定期預金(満期支払口)はそれぞれの満期日に元利合計額を受取口座へ入金する方法で支払います。

D 再預入定期預金(継続口)は、その満期日にその元利金を前記Bの(a)から(b)の順序に従い取扱います。この場合、前期Bの(a)から(b)に「年金元金計算日に満期日が到来している各別の定期預金」とあるのは「再預入定期預金(継続口)」に、「この通帳記載の受取回数」とあるのは、「この通帳記載の受取回数のうち再預入定期預金(継続口)の満期日における残余の受取回数」と読み替えるものとします。また、残余の受取回数が12回に満たない場合は、前記Bの(a)に定める順序に従い、再預入定期預金(満期支払口)を作成し、この預金に預入れます。

ただし、元金は100円単位とし、100円未満の端数があるときは、その100円未満の金額の合計額を預入期間が最も長い再預入定期預金(満期支払口)の元金に追加します。

E 前記Dにより作成された再預入定期預金(継続口)の満期日が到来したときも、前記Dにより取扱うものとし、以後も同様とします。

F この通帳(記載)の最終受取日以後、この預金口座の残高はありませんのでこの通帳は無効となります。

G この預金に受入れた「3年指定定期(預金)」、期間1年の自由金利型定期預金(M型)の継続を停止するときは前記(1)-Cの規定によります。

H この預金に受入れた期日指定定期預金の満期日を変更するときは前記(1)-Dの規定によります。

(3) 満期日指定型

当初預入日からこの通帳記載の満期日までは、前記(2)-Aと同様に取扱います。この場合、前記(2)-Aに「年金元金計算日」とあるのは「満期日」と読み替えるものとします。

なお、満期日までに受入れた定期預金は(2)-G,Hと同様に取扱います。

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。

A 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率

B 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」、という。)

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日における当組合所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。

③前①、②の利率は、当組合所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額について、その預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合は、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 上記(1)②の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は次のとおりとします。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合は、1,000円とします。

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合は、1円とします。

4.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書換継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店へ提出してください。ただし、年金型については受取開始日以後の書替継続はできません。

(3) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約いたします。解約する順序は特に指定のない限り、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上
(2020/04/01 現在)